

知的財産侵害物品に対する輸出差止申立て受付け一覧

平成31年2月26日

知的財産種別	知的財産の内容 (権利の登録番号)	侵害すると認める物品の品名	差止申立者 申立者連絡先(電話番号)	受付税関及び連絡先	公表日	意見を述べることができる期間
特許権	感光樹脂組成物及びその硬化物の特許発明 (特許第5872470号)	DJ MicroLaminates, Inc.の製造するシート状のドライフィルムレジスト	日本化薬株式会社(3010001016850) 浅村法律事務所(03-5715-8640)	東京税関業務部知的財産調査官 (03-3599-6369)	平成31年2月26日	平成31年3月11日

- ・税関では、利害関係者からの意見を聞いた上で輸出差止申立ての審査を行い、受理・不受理を判断しています。
- ・受理となった場合には当該輸出差止申立てに基づく取締りが開始されることになります。
- ・上記差止申立てについて利害関係を有する者は、意見を述べる期間内において、申立先税関に対し意見を述べることができ、利害関係を有する者とは、例えば、次の者をいいます。
  - ①差止対象物品の輸出者(輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。)
  - ②差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者
  - ③海外における差止対象物品(当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。)の荷受人
- ・意見を述べるにあたっては、氏名又は名称及び住所、上記申立てに関する利害関係の内容並びに意見を書面により提出して下さい。

★申立てに係る特許権や意匠権の具体的な内容については、「特許・実用新案公報」又は「意匠公報」でご確認ください。これらは、下記のウェブサイトから登録番号(※注)によりダウンロードすることができます。

(※注)上記一覧中「知的財産の内容(権利の登録番号)」欄に記載されています。

<特許・実用新案公報の照会方法>

「特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)」(独立行政法人工業所有権情報・研修館)  
(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)

- ①濃い青色の帯部分の「特許・実用新案」を選択
- ②プルダウンから「1. 特許・実用新案番号照会」を選択
- ③「特許・実用新案番号照会」画面に遷移
- ④「種別」欄を「特許公報・公告特許公報(B)」選択
- ⑤右欄に半角で登録番号を入力
- ⑥下部の「照会」ボタンを押下

<意匠公報の照会方法>

「特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)」(独立行政法人工業所有権情報・研修館)  
(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)

- ①濃い青色の帯部分の「意匠」を選択
- ②プルダウンから「1. 意匠番号照会」を選択
- ③「意匠番号照会」画面に遷移
- ④「種別」欄を「意匠公報(S)」選択
- ⑤右欄に半角で登録番号を入力
- ⑥下部の「照会」ボタンを押下